

## 電力の小売営業に関する指針の一部を改定する通達新旧対照表（傍線部分は改定部分）

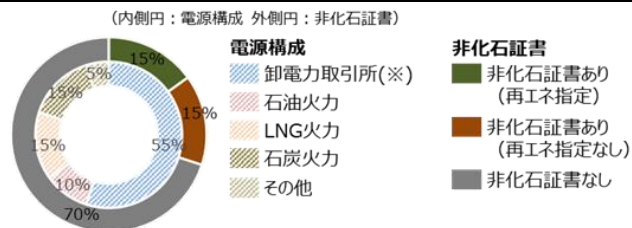
## ○電力の小売営業に関する指針（20160125 資第 23 号）

改 定 後	現 行
<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(2) 本指針を順守すべき事業者</p> <p>注1) ただし、後述の4(2)及び5には、一般送配電事業者及び配電事業者が遵守すべきルールを記載している。</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iii) (略)</p> <p>iv) 電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記 小売全面自由化後、小売電気事業者が締結する個別の小売供給契約において、小売電気事業者が一般送配電事業者及び配電事業者に対して託送供給等約款に基づき支払った電気計器及び工事に関する費用負担を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる。</p> <p>v) <u>託送料金相当額</u>及び電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記</p>	<p>序 電力の小売営業に関する指針の必要性等</p> <p>(2) 本指針を順守すべき事業者</p> <p>注1) ただし、後述の4(2)及び5には、一般送配電事業者が遵守すべきルールを記載している。</p> <p>1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 一般的な情報提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) ~ iii) (略)</p> <p>iv) 電気料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記 小売全面自由化後、小売電気事業者が締結する個別の小売供給契約において、小売電気事業者が一般送配電事業者に対して託送供給等約款に基づき支払った電気計器及び工事に関する費用負担を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる。</p> <p>v) 電気料金に公益性の観点から含まれている負担金額の請求書等への内訳明記</p>

改定後	現行
<p>小売全面自由化により競争が進展する中において、需要家が負担する料金の透明性を確保する観点から、<u>小売電気事業者は、需要家への請求書・領収書等に、託送料金相当額のほか、発電事業等に係る費用として回収されるべき費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するものについて、その相当額を記載することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、配電事業者により託送供給が行われる場合であって、当該配電事業者の託送料金が一般送配電事業者の託送料金と異なる場合、当該配電事業者の供給区域内で電気を使用する需要家への請求書・領収書等における託送料金相当額の記載方法としては、例えば、一般送配電事業者の託送料金相当額を記載したうえで、注釈等により、当該配電事業者の供給区域や託送料金単価が分かるウェブサイトのアドレス等を記載することが考えられる。</u></p> <p>vi)～vii) (略)</p> <p><b>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</b></p> <p>ア 問題となる行為 (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) 需要家が新たな需要場所に入居する際の小売供給契約の申込みの対応等</p> <p>小売の全面自由化後、需要家は新たな入居先での電気の使用を開始する場合には、当該開始前に小売電気事業者と小売供給契約を結ぶことが必要となるのが原則である。仮に、需要家が新たな入居先で電気の使用を開始した後に小売供給契約を申し込むケースが発生したとしても、電気の使用を開始した日まで小売供給契約の効力を遡らせることで、無契約状態とならないようにすることが望まれる。小売電気事業者等においては、需要家の理解不足等により、電気の使用を開始した日まで効力を遡る契約が締結されない事態が生じないように説明することが望ましい。</p> <p>なお、小売電気事業者が、需要家が無契約状態で電気を使用している事実を知りつつ、需要家が実際の電気の使用開始日を偽ることを助長するような行為を行うことは、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、</p>	<p>小売全面自由化により競争が進展する中において、需要家が負担する料金の透明性を確保する観点から、発電事業等に係る費用として回収されるべき費用であって、公益性の観点から託送料金又は賦課金により回収するものについて、その相当額を記載することが望ましい。</p> <p>vi)～vii) (略)</p> <p><b>(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付</b></p> <p>ア 問題となる行為 (略)</p> <p>イ 望ましい行為</p> <p>i) 需要家が新たな需要場所に入居する際の小売供給契約の申込みの対応</p> <p>小売の全面自由化後、需要家は新たな入居先での電気の使用を開始する場合には、当該開始前に小売電気事業者と小売供給契約を結ぶことが必要となるのが原則である。仮に、需要家が新たな入居先で電気の使用を開始した後に小売供給契約を申し込むケースが発生したとしても、電気の使用を開始した日まで小売供給契約の効力を遡らせることで、無契約状態とならないようにすることが望まれる。小売電気事業者等においては、需要家の理解不足等により、電気の使用を開始した日まで効力を遡る契約が締結されない事態が生じないように説明することが望ましい。</p> <p>なお、小売電気事業者が、需要家が無契約状態で電気を使用している事実を知りつつ、需要家が実際の電気の使用開始日を偽ることを助長するような行為を行うことは、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、</p>

改 定 後	現 行
<p>問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる。</p> <p><u>また、配電事業者の参入に伴い、配電網の運用や託送供給等を行う主体が多様化することを想定すると、小売電気事業者は、需要家が新たな需要場所で電気の使用を開始する際に、当該需要場所の一般送配電事業者又は配電事業者に関する情報を需要家が把握できる仕組みを整備しておくことが望ましい。</u></p> <p>ii) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明 注6) クーリング・オフ後の電気の使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、(通常であれば一般送配電事業者又は配電事業者により供給停止がされるはずのところ事実上それがされなかったために) 需要家が他の小売電気事業者と小売供給契約を締結する等せずに電気の供給を受けている場合などが考えられる。</p> <p>iii) ～vi) (略)</p> <p><b>(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法</b></p> <p>ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する考え方 (略)</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例 例1 . 一つのグラフ内で示す例</p>	<p>問題となる。なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、小売電気事業者による指導・監督が適切でない場合には、小売電気事業者自身の行為が問題となる。</p> <p>ii) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明 注6) クーリング・オフ後の電気の使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、(通常であれば一般送配電事業者により供給停止がされるはずのところ事実上それがされなかったために) 需要家が他の小売電気事業者と小売供給契約を締結する等せずに電気の供給を受けている場合などが考えられる。</p> <p>iii) ～vi) (略)</p> <p><b>(3) 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法</b></p> <p>ア 電源構成等や非化石証書の使用状況の開示に関する考え方 (略)</p> <p>イ 望ましい行為及び電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示を行う場合の具体例</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 電源構成及び非化石証書の使用状況の開示を行う場合の具体例 例1 . 一つのグラフ内で示す例</p>

改定後



(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

↑取引所で調達した電気の特性を明示

当社は水力電源を 20%以上とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】

【※ 控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例. 当社は水力電源を 20%とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量 (〇 kWh) のうち、このメニューによる販売電力量 (〇 kWh) 及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和〇年度 (令和〇年 4 月 1 日～令和〇年 3 月 31 日) の実績値)

(注 1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

- ①〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の令和〇年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、令和〇年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)
- ②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

↑他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

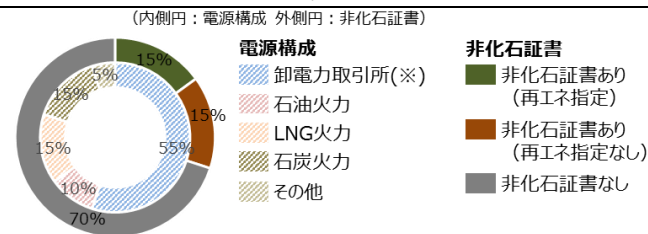
(注 2) 当社の令和〇年度の CO<sub>2</sub> 排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO<sub>2</sub>/kWh)。

当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気 〇%の調達を実現しています。

↑電源構成と併せて CO<sub>2</sub> 排出係数(調整後排出係数)を明示

例 2. 二つのグラフを併記する例

現 行



(※) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

↑取引所で調達した電気の特性を明示

当社は水力電源を 20%以上とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】

【※ 控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例. 当社は水力電源を 20%とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量 (〇 kWh) のうち、このメニューによる販売電力量 (〇 kWh) 及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和元年度 (令和元年 4 月 1 日～令和元年 3 月 31 日) の実績値)

(注 1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

- ①〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成 30 年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、令和元年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)
- ②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

↑他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注 2) 当社の〇年度の CO<sub>2</sub> 排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO<sub>2</sub>/kWh)。

当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気 〇%の調達を実現しています。

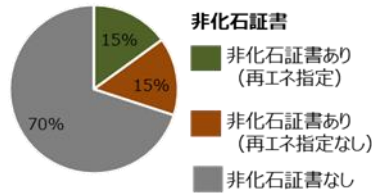
↑電源構成と併せて CO<sub>2</sub> 排出係数(調整後排出係数)を明示

例 2. 二つのグラフを併記する例

改定後

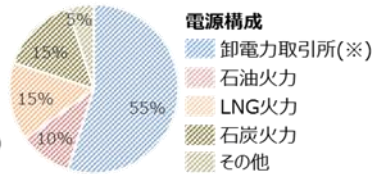
当社の非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



当社の電源構成

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値



当社は水力電源を 20%以上とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑ 電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】

【※ 控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例. 当社は水力電源を 20%とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量 (〇kWh) のうち、このメニューによる販売電力量 (〇kWh) 及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和〇年度(令和〇年4月1日～令和〇年3月31日)の実績値)

(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

- ① 〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の令和〇年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、令和〇年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)
- ② 他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

↑ 他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注2) 当社の令和〇年度のCO<sub>2</sub>排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO<sub>2</sub>/kWh)。当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。

↑ 電源構成と併せてCO<sub>2</sub>排出係数(調整後排出係数)を明示

iii) 望ましい算定や開示の方法

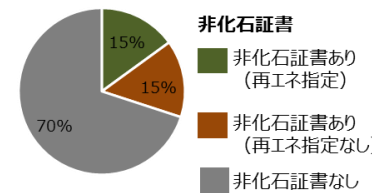
① (略)

② インバランス供給を受けた電気を過去の電源構成の実績値に仕分ける方法

現 行

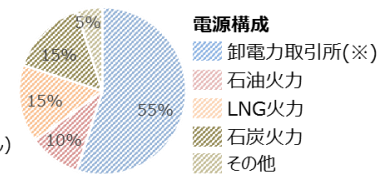
当社の非化石証書使用状況

令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値



当社の電源構成

令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値



当社は水力電源を 20%以上とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。

↑ 電源特定メニュー・再エネメニューの販売がある場合には、それらメニュー分を控除して算出したものを記載することが望ましい【※】

【※ 控除しない場合にはそれらメニューでの販売電力量が含まれることの注釈を付す。】

例. 当社は水力電源を 20%とする 20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、表示されている電源構成割合は、全販売電力量 (〇kWh) のうち、このメニューによる販売電力量 (〇kWh) 及び非化石証書使用量を含んだ数値です。(令和元年度(令和元年4月1日～令和2年3月31日)の実績値)

(注1) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

- ① 〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成30年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、令和元年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)
- ② 他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

↑ 他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(注2) 当社の〇年度のCO<sub>2</sub>排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO<sub>2</sub>/kWh)。当社は再エネ指定の非化石証書の使用により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。

↑ 電源構成と併せてCO<sub>2</sub>排出係数(調整後排出係数)を明示

iii) 望ましい算定や開示の方法

① (略)

② インバランス供給を受けた電気を過去の電源構成の実績値に仕分ける方法

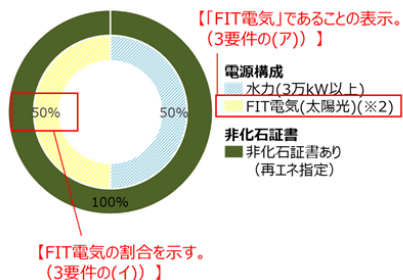
改 定 後	現 行
<p>電源構成を開示する小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から補給を受けているインバランス供給については、当該一般送配電事業者又は当該配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定することが望ましい(当該数値が公表されていない場合には、その他へ分類する。以下同じ。)</p> <p>また、電源構成を開示する小売電気事業者が計画値同時同量を採用している場合には、発電事業者側に対してもインバランス供給が発生することとなるが、これについては、発電事業者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたとみなして算定する方法、又は補給を行う一般送配電事業者又は配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定する方法のいずれかを採用することが望ましい。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>ウ 問題となる行為</p> <p>注1 2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気(小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の交付金を受けている場合に限る。)をいう。再生可能エネルギー電気特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。(略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの</p> <p>① 電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。</p> <p>一般送配電事業者又は配電事業者が維持・運用する送配電網を経由して電気を流す場合、ある発電所の電気は他の発電所からの電気と物理的に混ざることとなる。</p>	<p>電源構成を開示する小売電気事業者が一般送配電事業者から補給を受けているインバランス供給については、当該一般送配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定することが望ましい(当該数値が公表されていない場合には、その他へ分類する。以下同じ。)</p> <p>また、電源構成を開示する小売電気事業者が計画値同時同量を採用している場合には、発電事業者側に対してもインバランス供給が発生することとなるが、これについては、発電事業者と小売電気事業者の間の卸売契約に基づき計画どおりの発電量が供給されたとみなして算定する方法、又は補給を行う一般送配電事業者が公表するインバランス供給に係る電源構成の数値を織り込んで算定する方法のいずれかを採用することが望ましい。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>ウ 問題となる行為</p> <p>注1 2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー電気(小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について再エネ特措法第28条第1項の交付金を受けている場合に限る。)をいう。再エネ特措法に従い、以下のエネルギー源を変換して得られる電気である必要がある。以下同じ。(略)</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 電源構成等の開示において一般的に問題となるもの</p> <p>① 電源構成によって、需要家が供給を受ける電気の質自体が変わると誤認されるような表示を行うこと。</p> <p>一般送配電事業者が維持・運用する送配電網を経由して電気を流す場合、ある発電所の電気は他の発電所からの電気と物理的に混ざることとなる。このため、需要</p>

改定後	現 行
<p>このため、需要家が実際に供給を受ける電気は全て均等の性質を有し、かつ、需要家が、物理的に特定の発電設備から電気の供給を受けることはできない。</p> <p>それにもかかわらず、「クリーンな電源で発電しているためきれいな電気が届く」、「安定的に発電できる電源を用いているため周波数や電圧が安定している」など、小売電気事業者が開示する電源構成が、あたかも需要家が供給を受ける電気の質と同様であるかのような説明をすることや、電源構成によって需要家が供給を受ける電気の質に差異があるかのような説明をすることは、需要家の混乱を招く可能性があり問題となる。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 注28) 経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(令和3年6月3日)参照。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>iii) F I T電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの</p> <p>F I T電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われており、費用負担が他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なる。再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している電気事業者が、<u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の2</u>第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている。このことを踏まえ、小売電気事業者がF I T電気を含む電源構成を表示する場合に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>iv) (略)</p> <p>v) 各種電力メニュー等に関する表示例</p>	<p>家が実際に供給を受ける電気は全て均等の性質を有し、かつ、需要家が、物理的に特定の発電設備から電気の供給を受けることはできない。</p> <p>それにもかかわらず、「クリーンな電源で発電しているためきれいな電気が届く」、「安定的に発電できる電源を用いているため周波数や電圧が安定している」など、小売電気事業者が開示する電源構成が、あたかも需要家が供給を受ける電気の質と同様であるかのような説明をすることや、電源構成によって需要家が供給を受ける電気の質に差異があるかのような説明をすることは、需要家の混乱を招く可能性があり問題となる。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 注28) 経済産業省産業技術環境局長ほか「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(平成30年5月28日)参照。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>iii) F I T電気を含む電源構成を表示する場合に問題となるもの</p> <p>F I T電気については、賦課金を通じた国民全体の負担及び非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入により賄われており、費用負担が他の再生可能エネルギー電源で発電した電気と異なる。再生可能エネルギーの発電事業者からF I T電気を調達している電気事業者が、<u>再エネ特措法第28条</u>第1項の交付金の形で費用補填を受けている場合、発電された電気の二酸化炭素を排出しないという特性・メリットは、当該電気の供給を受けた特定の需要家に帰属するのではなく、非化石証書の購入分について購入者に帰属するほかは、費用を負担した全需要家に薄く広く帰属することとされている。このことを踏まえ、小売電気事業者がF I T電気を含む電源構成を表示する場合に留意すべき事項は以下のとおりである。</p> <p>iv) (略)</p> <p>v) 各種電力メニュー等に関する表示例</p>

改定後

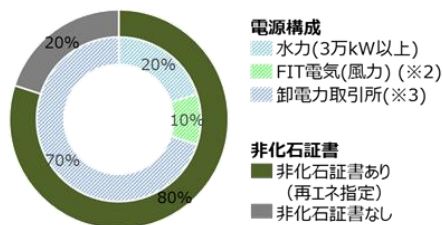
① 再エネメニューの表示例 (例. 「再エネ100%」メニュー)

再エネ100%メニュー(※1)  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況  
令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



② 実質再エネメニューの表示例 (例. 「実質再エネ80%」メニュー)

実質再エネ80%メニュー(※1)  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況  
令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)

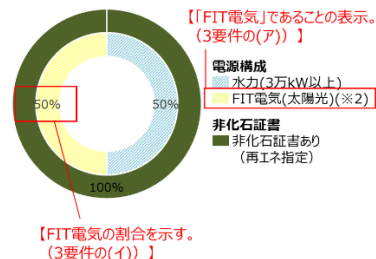


③ CO2ゼロエミメニューの表示例 (例. 「CO2ゼロエミ100%」メニュー)

現行

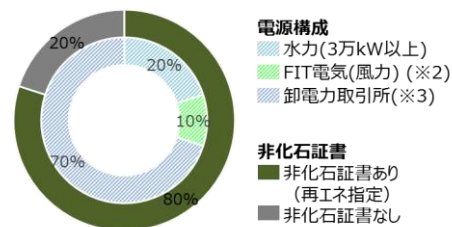
① 再エネメニューの表示例 (例. 「再エネ100%」メニュー)

再エネ100%メニュー(※1)  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況  
令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



② 実質再エネメニューの表示例 (例. 「実質再エネ80%」メニュー)

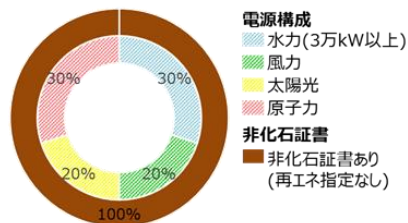
実質再エネ80%メニュー(※1)  
本メニューの電源構成・非化石証書使用状況  
令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



③ CO2ゼロエミメニューの表示例 (例. 「CO2ゼロエミ100%」メニュー)



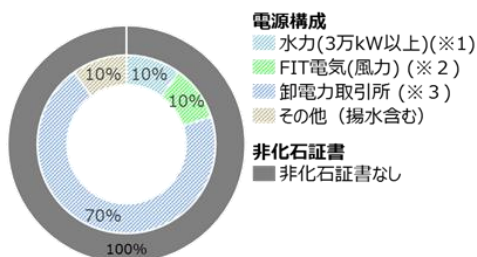
改定後



④ 非化石証書を使用しない場合の説明

当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



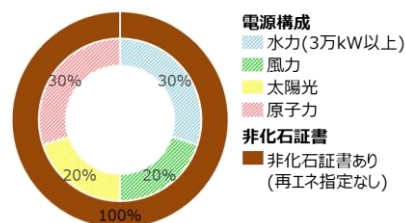
2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等

(1) (略)

(2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為

ア 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理の電気事業法上の位置づけ  
 小売電気事業のライセンスを有しない者が、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」を行うことは、電気事業法上許容される（電気事業法第2条の13第1項参照）。

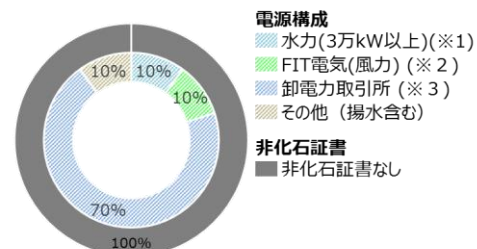
現行



④ 非化石証書を使用しない場合の説明

当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和元年4月1日～令和2年3月31日供給電力分実績値  
 (内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等

(1) (略)

(2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為

ア 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理の電気事業法上の位置づけ  
 小売電気事業のライセンスを有しない者が、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」を行うことは、電気事業法上許容される（電気事業法第2条の13第1項参照）。

改 定 後	現 行
<p>なお、「媒介」とは、他人（小売電気事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。また、「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人（小売電気事業者）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為をいう。さらに、「代理」とは、他人（小売電気事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示をいう。</p> <p>小売供給契約の締結の媒介等を行う場合、媒介・取次・代理業者は、需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負う（電気事業法第2条の13及び第2条の14。後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】参照。）。</p> <p>以下に、小売供給契約の締結の媒介等を行う場合のモデル図を示す。  <u>※図中「一般送配電事業者」は、必要に応じて「配電事業者」に読み替える。</u></p> <p>イ 問題となる行為</p> <p>i) ～ ii) (略)</p> <p>iii) 取次ぎを行う際に遵守すべき事項</p> <p>① 小売供給の主体は小売電気事業者であるため、託送供給契約は小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者との間で締結すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 小売電気事業者による業務委託における問題となる行為  供給能力の確保や需要家からの苦情・問合せへの対応、計画値同時同量制度への対応など小売電気事業者として必要な対応については、他の事業者へ業務委託を行うなどの措置を当該小売電気事業者の責任において講ずることは許容される。</p> <p>なお、小売電気事業者としての業務を委託する場合であっても、電気事業法上、①小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと、②小売電気事業者が自ら一般送配電事業者又は配電事業者等と託送</p>	<p>なお、「媒介」とは、他人（小売電気事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。また、「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人（小売電気事業者）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為をいう。さらに、「代理」とは、他人（小売電気事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示をいう。</p> <p>小売供給契約の締結の媒介等を行う場合、媒介・取次・代理業者は、需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負う（電気事業法第2条の13及び第2条の14。後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】参照。）。</p> <p>以下に、小売供給契約の締結の媒介等を行う場合のモデル図を示す。</p> <p>イ 問題となる行為</p> <p>i) ～ ii) (略)</p> <p>iii) 取次ぎを行う際に遵守すべき事項</p> <p>① 小売供給の主体は小売電気事業者であるため、託送供給契約は小売電気事業者が一般送配電事業者との間で締結すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 小売電気事業者による業務委託における問題となる行為  供給能力の確保や需要家からの苦情・問合せへの対応、計画値同時同量制度への対応など小売電気事業者として必要な対応については、他の事業者へ業務委託を行うなどの措置を当該小売電気事業者の責任において講ずることは許容される。</p> <p>なお、小売電気事業者としての業務を委託する場合であっても、電気事業法上、①小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと、②小売電気事業者が自ら一般送配電事業者等と託送供給契約を締結</p>

改定後	現 行
<p>供給契約を締結することが、それぞれ必要であり、これらの主体を他の者に変更する行為は、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>以下に、小売電気事業者が業務委託を行う場合のモデル図を示す。  <u>※図中「一般送配電事業者」は、必要に応じて「配電事業者」に読み替える。</u></p> <p>なお、小売電気事業者間でバラシンググループを組む場合、各小売電気事業者は、他の小売電気事業者とともに、複数者名義の託送供給契約を一般送配電事業者又は配電事業者と締結することとなるため、上記②（小売電気事業者が自ら一般送配電事業者又は配電事業者と託送供給契約を締結すること）は満たされる。したがって、上記①（小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと）が満たされている場合には、小売電気事業者は、このようなバラシンググループを組んだ上で、代表契約者等に対して計画値同時同量対応事務を委託し、一般送配電事業者又は配電事業者との間のインバランス料金の精算事務などを代行してもらうことが可能となる。以下に、バラシンググループを組む場合のモデル図を示す。  <u>※図中「一般送配電事業者」は、必要に応じて「配電事業者」に読み替える。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 停電に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア 問題となる行為  原因が不明な停電が生じた場合、小売電気事業者が需要家からの問合せに不当に応じないこと（需要家の相談に一切応じない、一般送配電事業者又は配電事業者の連絡先を需要家に伝えないなど）は、小売電気事業者の苦情等の処理義務に反する可能性があり、問題となる。</p>	<p>することが、それぞれ必要であり、これらの主体を他の者に変更する行為は、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>以下に、小売電気事業者が業務委託を行う場合のモデル図を示す。</p> <p>なお、小売電気事業者間でバラシンググループを組む場合、各小売電気事業者は、他の小売電気事業者とともに、複数者名義の託送供給契約を一般送配電事業者と締結することとなるため、上記②（小売電気事業者が自ら一般送配電事業者と託送供給契約を締結すること）は満たされる。したがって、上記①（小売電気事業者が自ら需要家に対して電気の供給（小売供給）を行うこと）が満たされている場合には、小売電気事業者は、このようなバラシンググループを組んだ上で、代表契約者等に対して計画値同時同量対応事務を委託し、一般送配電事業者との間のインバランス料金の精算事務などを代行してもらうことが可能となる。以下に、バラシンググループを組む場合のモデル図を示す。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 停電に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為</p> <p>ア 問題となる行為  原因が不明な停電が生じた場合、小売電気事業者が需要家からの問合せに不当に応じないこと（需要家の相談に一切応じない、一般送配電事業者の連絡先を需要家に伝えないなど）は、小売電気事業者の苦情等の処理義務に反する可能性があり、問題となる。</p>

改 定 後	現 行
<p data-bbox="338 204 524 229">イ 望ましい行為</p> <p data-bbox="338 284 1189 592">i) 送配電要因であることが明らかな停電への対応 送電線の切断など、送配電設備の要因で停電していることが明らかな場合には、一般送配電事業者又は配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が需要家からの問合せに対応することが望ましい。 また、このような場合には、一般送配電事業者及び配電事業者は小売電気事業者に対して、停電情報をホームページ等を通じて適時に提供することが望ましい。</p> <p data-bbox="338 646 1189 874">ii) 原因が不明な停電への適切な対応 原因が不明な停電への対応について、小売電気事業者は、停電の状況に応じて需要家に対して適切な助言を行うとともに（ブレーカーの操作方法の案内等）、それでも解決しない場合には原因を特定するために一般送配電事業者や配電事業者、電気工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することが望ましい。</p> <p data-bbox="271 928 1155 954">5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p data-bbox="315 1008 1189 1075">(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p data-bbox="315 1129 535 1155">ア 問題となる行為</p> <p data-bbox="315 1209 517 1235">i) ～ iii) (略)</p> <p data-bbox="315 1289 1189 1439">iv) 需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、最終保障供給、離島等供給及び特定小売供給（経過措置料金）による役務提供をクーリング・オフ</p>	<p data-bbox="1317 204 1503 229">イ 望ましい行為</p> <p data-bbox="1317 284 2168 512">i) 送配電要因であることが明らかな停電への対応 送電線の切断など、送配電設備の要因で停電していることが明らかな場合には、一般送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が需要家からの問合せに対応することが望ましい。 また、このような場合には、一般送配電事業者は小売電気事業者に対して、停電情報をホームページ等を通じて適時に提供することが望ましい。</p> <p data-bbox="1317 646 2168 874">ii) 原因が不明な停電への適切な対応 原因が不明な停電への対応について、小売電気事業者は、停電の状況に応じて需要家に対して適切な助言を行うとともに（ブレーカーの操作方法の案内等）、それでも解決しない場合には原因を特定するために一般送配電事業者、電気工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することが望ましい。</p> <p data-bbox="1249 928 2134 954">5 小売供給契約の解除手続の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為</p> <p data-bbox="1294 1008 2168 1075">(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続における問題となる行為及び望ましい行為</p> <p data-bbox="1294 1129 1514 1155">ア 問題となる行為</p> <p data-bbox="1294 1209 1496 1235">i) ～ iii) (略)</p> <p data-bbox="1294 1289 2168 1439">iv) 需要家からのクーリング・オフについて適切な対応を怠ること 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、最終保障供給、離島供給及び特定小売供給（経過措置料金）による役務提供をクーリング・オフ</p>

改定後	現行
<p>フの適用除外としており（特商法第26条第3項第2号並びに特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特商法施行令」という。）第6条の3第1号及び附則第3項）、これ以外の小売電気事業者が訪問販売等で消費者と小売供給契約を締結した場合をクーリング・オフの対象としているが、クーリング・オフによって需要家に対する電気の供給に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、クーリング・オフの際、一般送配電事業者又は配電事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、小売電気事業者は、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般送配電事業者又は配電事業者に通知した上で解除をすることが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>また、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、一般送配電事業者及び配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</p> <p>①～②（略）</p> <p>なお、供給停止に当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を検討した上で行うことが前提となる。</p> <p>イ（略）</p> <p><b>(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続</b></p> <p>小売電気事業者が、需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。ただし、需要</p>	<p>の適用除外としており（特商法第26条第3項第2号並びに特定商取引法に関する法律施行令（昭和51年政令第295号。以下「特商法施行令」という。）第6条の3第1号及び附則第3項）、これ以外の小売電気事業者が訪問販売等で消費者と小売供給契約を締結した場合をクーリング・オフの対象としているが、クーリング・オフによって需要家に対する電気の供給に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、クーリング・オフの際、一般送配電事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、小売電気事業者は、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般送配電事業者に通知した上で解除をすることが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>また、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、一般送配電事業者は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。</p> <p>①～②（略）</p> <p>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、<u>最終保障供給約款（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給約款）に基づく契約を締結した上で</u>行うことは前提となる。</p> <p>イ（略）</p> <p><b>(2) 小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の手続</b></p> <p>小売電気事業者が、需要家の料金未払や小売電気事業者の倒産等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。ただし、需要</p>

改 定 後	現 行
<p>家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 小売供給契約の解除に伴い、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>に託送供給契約の解除の連絡を行うこと。</p> <p>また、需要家が料金未払や小売電気事業者の倒産等の理由により小売電気事業者から小売供給契約を解除され、無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。ただし、需要家が需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに供給停止をしたとしても問題とならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>なお、供給停止に当たっては、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を<u>検討した上で行うことが前提</u>となる。</p> <p><b>(3) 一般送配電事業者又は配電事業者による託送供給契約の解除時の手続</b></p> <p>小売電気事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が小売電気事業者による託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する事態も想定される。このような場合、小売電気事業者と需要家との間の小売供給契約の解除の有無にかかわらず、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>により当該需要家に対する電気の供給が停止されるおそれがあるため、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。</p> <p>したがって、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が、小売電気事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合については、例えば以下</p>	<p>家が小売電気事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 小売供給契約の解除に伴い、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、<u>一般送配電事業者に託送供給契約の解除の連絡を行うこと。</u></p> <p>また、需要家が料金未払や小売電気事業者の倒産等の理由により小売電気事業者から小売供給契約を解除され、無契約であることを理由に電気の供給が停止される際には、<u>一般送配電事業者</u>は、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。ただし、需要家が需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに供給停止をしたとしても問題とならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>なお、供給停止に当たって、<u>一般送配電事業者</u>が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、<u>最終保障供給約款(経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給約款)</u>に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる。</p> <p><b>(3) 一般送配電事業者又は配電事業者による託送供給契約の解除時の手続</b></p> <p>小売電気事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、<u>一般送配電事業者</u>が小売電気事業者による託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する事態も想定される。このような場合、小売電気事業者と需要家との間の小売供給契約の解除の有無にかかわらず、<u>一般送配電事業者</u>により当該需要家に対する電気の供給が停止されるおそれがあるため、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。</p> <p>したがって、<u>一般送配電事業者</u>が、小売電気事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合については、例えば以下の措置をとるこ</p>

改定後	現行
<p>の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>なお、供給停止に当たっては、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を<u>検討した上で行うことが前提</u>となる。</p> <p><b>6 災害時連携の観点から望ましい行為</b></p> <p>昨今における災害の激甚化を鑑みれば、災害対応は、<u>一般送配電事業者及び配電事業者並びに当該一般送配電事業者及び当該配電事業者のグループ</u>の発電・小売電気事業者のみならず、エリアの電力供給を担う全ての電気事業者が協調して実施することが必要である。こうした災害時連携の観点から、例えば、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>から停電復旧が長期化するエリアの地方自治体からの要望に基づく要請を受けた場合に、ポータブル発電機、電動車等を保有する小売電気事業者は、余力の範囲内で、当該地方自治体へ貸出し等を行うことは、小売電気事業者の望ましい行為として位置づけられる。</p> <p><b>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</b></p> <p><b>1 供給条件の説明</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>小売電気事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項）。</p>	<p>となどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>なお、供給停止に当たって、一般送配電事業者が、需要家への配慮措置（供給継続の要望があった場合の1アンペアブレーカーの取り付け等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、<u>最終保障供給約款（経過措置期間中の低圧部門への供給は特定小売供給約款）</u>に基づく契約を締結した上で行うことは前提となる。</p> <p><b>6 災害時連携の観点から望ましい行為</b></p> <p>昨今における災害の激甚化を鑑みれば、災害対応は、一般送配電事業者並びに当該一般送配電事業者のグループの発電・小売電気事業者のみならず、エリアの電力供給を担う全ての電気事業者が協調して実施することが必要である。こうした災害時連携の観点から、例えば、一般送配電事業者から停電復旧が長期化するエリアの地方自治体からの要望に基づく要請を受けた場合に、ポータブル発電機、電動車等を保有する小売電気事業者は、余力の範囲内で、当該地方自治体へ貸出し等を行うことは、小売電気事業者の望ましい行為として位置づけられる。</p> <p><b>【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】</b></p> <p><b>1 供給条件の説明</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 説明すべき事項</p> <p>ア 原則</p> <p>小売電気事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（電気事業法第2条の13第1項及び施行規則第3条の12第1項）。</p>

改 定 後	現 行
<p>まず、小売電気事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、<u>各事項の括弧中の記載は、施行規則第3条の12第1項の号数を示す。</u>）。（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般送配電事業者又は配電事業者から接続供給を受けて需要家に対し小売供給を行う場合には、託送供給等約款に定められた需要家の責任に関する事項（第15号）</li> </ul> <p>(※) 小売供給を行うに当たり必要な工事を行うために一般送配電事業者又は配電事業者など関係事業者が需要家の敷地内などに立ち入ることがあり、その立入りを許可するなど需要家の協力が必要であることなどが想定される。その他、託送供給等約款上定められる、託送供給等に伴う需要家の協力、保安等や調査に対する需要家の協力に関する規定について、その概要を分かりやすく記載することが必要となる。（略）</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 契約締結後の書面交付義務</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法</p> <p>契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（電気事業法第2条の14第1項及び施行規則第3条の13第2項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。</p> <p>i) 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> </ul>	<p>まず、小売電気事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、施行規則第3条の12第1項の号数を示す。）。（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般送配電事業者から接続供給を受けて需要家に対し小売供給を行う場合には、託送供給等約款に定められた需要家の責任に関する事項（第15号）</li> </ul> <p>(※) 小売供給を行うに当たり必要な工事を行うために一般送配電事業者など関係事業者が需要家の敷地内などに立ち入ることがあり、その立入りを許可するなど需要家の協力が必要であることなどが想定される。その他、託送供給等約款上定められる、託送供給等に伴う需要家の協力、保安等や調査に対する需要家の協力に関する規定について、その概要を分かりやすく記載することが必要となる。（略）</p> <p><b>2 (略)</b></p> <p><b>3 契約締結後の書面交付義務</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 遵守すべきルール</p> <p>ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法</p> <p>契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（電気事業法第2条の14第1項及び施行規則第3条の13第2項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。</p> <p>i) 原則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> </ul>



改 定 後	現 行
<p>・ 停電時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要な一般送配電事業者又は配電事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号</p> <p>(略)</p>	<p>・ 停電時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要な一般送配電事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号</p> <p>(略)</p>